

2021年9月29日

慶應義塾大学における博士後期課程学生支援プロジェクト  
「未来社会のグランドデザインを描く博士人材の育成」に関する取扱

研究担当常任理事  
教育担当常任理事

本学において、次世代研究者挑戦的研究プログラムの趣旨を反映し、適正に実施するために以下の通り取扱う。

(事業統括)

1 事業統括は、博士後期課程学生支援プロジェクト「未来社会のグランドデザインを描く博士人材の育成」(以下、本プロジェクトという。)の、学生の選抜およびキャリア開発・育成コンテンツの運営責任者としてこれを担当する。

- ①事業統括は、研究担当常任理事が指名する。
- ②事業統括の任期は2年とする。但し、重任を妨げない。
- ③事業統括は、全ての研究科の学生の選抜、研究奨励費および事業統括配分経費の配分を公正に行う。

(運営委員会)

2 運営委員会は、以下の体制により本プロジェクトの企画、運営について協議する。委員長は研究科委員長の中から、研究担当常任理事が指名する。

- ア 研究担当常任理事
- イ 教育担当常任理事
- ウ 事業統括
- エ 博士後期課程学生が在籍する研究科の研究科委員長 (13名)
- オ 学術研究支援部 部長
- カ 学生部 事務長
- キ その他委員長が指名した者若干名

(点検評価委員会)

3 点検評価委員会は、本プロジェクトの点検・評価を行い、プログラムの改善について助言するとともに、本プロジェクトの成果を踏まえた大学院教育のありかたについても検討する。委員長は教育担当常任理事が務める。

- ア 慶應義塾常任理事のうち若干名
- イ その他委員長が指名した者若干名

(選抜委員会)

4 選抜委員会は、以下の体制により本プロジェクトで支援する学生(以下、選抜学生という。)を選抜する。また、学位取得と支援終了後のキャリアや社会へのインパクトを追跡し、

選抜方法やプログラムの内容についての点検・見直しを行う。委員長は事業統括が務める。

- ア 事業統括
- イ 博士後期課程学生が在籍する研究科から1名ずつ選抜された教員（13名）
- ウ 研究連携推進本部 本部長および副本部長
- エ その他委員長が指名した者若干名

（実施支援組織）

5 実施支援組織は、以下の体制により本プロジェクトを支援する。

- ア 博士後期課程学生が在籍する研究科の担当教員
- イ 研究連携推進本部
- ウ 学生部および各地区学生担当部門
- エ 学術研究支援部および各地区学術研究支援部門

（学生の応募要件）

6 未来社会のグランドデザインを描き、それを実現するための研究に挑戦しようとする優れた博士後期課程学生であって、自律的に異なる研究領域との対話の場等に参加し、意欲的に研究に取り組むことを要件とする。

①対象学年

博士後期課程1学年当初から対象とする。支援期間は最大3年間（4年制の場合は4年間）で、最短修業年限を上限とする。在学期間延長した学生は対象とならない。

②他事業との重複

JSPS 特別研究員 DC、博士課程教育リーディングプログラム参加学生として給料を得ている者、国費留学生は対象とならない。

③収入制限

ア 原則として、所属する企業等から年間240万円以上の給与・役員報酬等の安定的な収入を得ている学生は対象とならない。また、所属する企業等に年間240万円以上の生活費相当額が受給できる制度がある学生は対象とならない。

イ 原則として、大学等から生活費に対する援助が目的の奨学金、助成金、資金援助等を年間240万円以上受けている学生は対象とならない。

ウ 原則として、本国から年間240万円以上の奨学金等の支援を受ける私費留学生は対象とならない。

エ TA・RA 活動等への従事、および休日等のアルバイト等への従事については、研究活動およびキャリア開発・育成コンテンツでの活動に支障がなく適切であると事業統括が判断できる範囲で、適正な対価を受給することは禁止しない。

（キャリア開発・育成コンテンツ）

7 ①本学は、選抜学生が多様なキャリアパスで活躍するためのコンピテンシーを涵養する場として、以下のコンテンツを提供する。

- ア 文理・超領域対話の場
- イ 社会との対話の場
- ウ メンタリング

- エ 人間交流（人間交際）・コロキウム
- オ グローバル・リーダーシップ
- カ 海外交流
- キ キャリア開発育成支援

②各コンテンツの内容、参加必須とするコンテンツ、参加の確認方法については別に定める。

（研究奨励費および研究費）

- 8 ①研究奨励費（生活費相当額）の上限は、年間 240 万円とする。ただし、9 月修了、年度途中の辞退等があった場合の補助額は、月割で計算する。
- ②研究費は、年間 30 万円を基礎額とする。この他に参加するキャリア開発・育成コンテンツによって挑戦的取り組み補助費を 100 万円以内で個別に上乗せ支給する。

（休学、原級等の扱い）

9 出産・育児・傷病等の場合等、選抜学生が研究を継続することが困難になった場合には、個別の事情に応じて事業統括が支援期間の中断・延長等を決定する。休学を予定している場合においても、個別の事情に応じて申請を受け付けることがある。原級者においても同様の扱いとする。但し、支援期間は最長 3 年間（4 年制の場合は 4 年間）とする。

（留学、異動等の扱い）

10 国外留学は、キャリア開発・育成コンテンツの一つとして支援期間を継続する。これによりがたい場合は、個別の事情に応じて事業統括が支援期間の中断・延長等を決定する。専攻や研究室の異動、海外・他大学での活動等については、ポータビリティを確保する観点から原則として支援期間を継続する。

（支援期間中の補助終了）

11 研究の遂行、キャリア開発・育成コンテンツへの参加に関する事業統括の評価により、補助を終了することがある。就職等により選抜学生より辞退があった場合は、在籍期間終了をもって補助を終了する。応募要件を満たさなくなった場合は、応募要件を満たしていた月までを支援期間とし、前払いした研究奨励費（生活費相当額）の返金を選抜学生に求めることがある。

（選抜学生の義務）

12 選抜学生は、以下の事項を遵守もしくは実施しなければならない。確認方法については別に定める。

- ア 国立研究開発法人科学技術振興機構（以下、JST という。）が提示する助成金取扱要領等の遵守
- イ 「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」、「研究機関における不正行為への対応等に関するガイドライン」および「慶應義塾における公的資金に関する不正防止計画」の理解と遵守
- ウ 研究費については、「公的資金の支出に関する規則」「公的資金マニュアル」に則っ

て執行する。経済性・効率性・合規性・正確性に十分留意しつつ、その説明責任を果たせるよう適切な処理を行う。また、計画的な執行に努めることとし、事業期間終了時又は年度末における集中的な予算消化は行わない。

- エ 慶應義塾利益相反マネジメントポリシー、慶應義塾安全保障輸出管理規程等の「慶應義塾で研究活動を行う人のための RESEARCH HANDBOOK」の記載内容の理解とそれに沿った行動
- オ 研究倫理・コンプライアンス教育 e ラーニングの受講および修了証の提出
- カ 公的資金の適切な運営・管理に関する誓約書の提出
- キ 支援期間終了後のキャリアについて 10 年間情報提供する
- ク 論文、成果発表時の謝辞明記

(選抜学生の協力義務)

- 13 選抜学生は、JST が行う以下の取り組みに協力するものとする。
  - ア 本プロジェクトの実施状況等に関するモニタリング調査
  - イ 博士後期課程学生交流会への参加

(知的財産権の扱い)

- 14 本プロジェクトでの研究実施に伴い発生する知的財産権は、以下に則り扱うものとし、原則として慶應義塾に帰属する。
  - ア 慶應義塾知的財産ポリシー
  - イ 慶應義塾発明取扱規程
  - ウ 慶應義塾著作権取扱規則
  - エ 慶應義塾対価収入の配分に関する細則
  - オ 慶應義塾研究関連秘密情報管理規程 (同意書要提出)

(選抜学生の公表)

- 15 選抜学生が在籍する研究科、学年、氏名は、本プロジェクトの透明性確保の観点から、原則として本学のウェブサイトにて公表する。

(研究活動に関する研究不正の防止、研究費不正の防止)

- 16 本学は、以下の諸規則に則り、研究不正および研究費不正の防止に努める。
  - ア 研究活動における不正行為の防止体制に関する規則
  - イ 公的資金の運営・管理体制に関する規則
  - ウ 慶應義塾における公的資金に関する不正防止計画

(研究活動に関する研究不正および研究費不正疑義発生時の対応)

- 17 ①本学は、研究不正および研究費不正の疑義が生じた場合に、以下の諸規則に則り、対応を行う。
  - ア 慶應義塾研究活動に関する申し立て窓口運用ならびに調査等ガイドライン
  - イ 公的資金の不正使用に関する調査ガイドライン
  - ウ 研究活動における不正行為に関する調査ガイドライン

②研究活動における不正行為もしくは研究費の不正使用があった場合、あるいはそれらの疑義が生じた場合は、研究費の執行と研究奨励費（生活費相当額）の支給停止し、研究費と研究奨励費（生活費相当額）の返金を選抜学生に求めることがある。

（本取扱に定めのない事項への対応）

18 事業統括が研究担当常任理事および教育担当常任理事と協議の上で決定する。

（本取扱の改廃）

19 本取扱の改廃は、研究担当常任理事および教育担当常任理事の決裁による。